

河長監第17-2号
平成31年4月26日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

道端 俊彦

監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

第1 監査対象団体

財政援助団体等：河内長野市商工会及び公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター

第2 監査対象期間

平成29年度及び平成30年度（4月から監査実施日まで）

第3 監査実施期間

平成30年11月26日（月）から平成31年3月29日（金）まで

第4 監査対象団体所管部局

環境経済部産業観光課

第5 監査項目及び手続き

河内長野市商工会については監査対象団体の補助金に係る出納その他の事務について、財政的援助の決定は法令等に適合しているか、補助金の交付目的は明確か、補助金の額の算定、交付方法、時期は適正か、履行の確認は実績報告書によりされているか、補助金交付団体指揮監督への指導監督は適正に行われているか等を確認し、公益財団法

人河内長野市勤労者福祉サービスセンターについては監査対象団体の出納その他の事務について、定款及び経理規程等の諸規程が整備されているか、関係帳票の整備及び記帳は適切か、決算諸表等が法令等に準拠して作成されているか、会計経理及び財産管理は適切か、提出された資料及び監査対象団体内で関係諸帳簿等を照合確認し、監査を実施しました。

なお、事前調査の一部は、EY新日本有限責任監査法人に委託し、実施しました。

第6 監査結果

河内長野市商工会の補助金に係る出納及び公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの出納並びに出納に関連する事務については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり、検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

1 河内長野市商工会事業補助金に係る収支報告について

河内長野市商工会事業補助金交付要綱（以下、「補助金要綱」という。）によれば、河内長野市商工会（以下、「商工会」という。）は、補助対象事業の収支予算等を添えて補助金交付申請書を市長に提出し、市長は当該申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定することが求められていました。また、補助事業が完了したときは、商工会は速やかに補助対象事業の収支決算書等を添えた実績報告書を市長に提出し、市長は当該報告書の審査等を行い、補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めらうえで補助金の額を確定することが求められていました。

補助金の交付対象は、商工会の3つの事業に関する人件費及び経費でしたが、補助金額は、河内長野市補助金交付規則により、当該事業年度の前年度の予算の範囲内とされていました。当該補助金に関する収支報告を確認したところ、人件費（給与）に関する報告について課題が見受けられました。

人件費（給与）は、補助対象事業ごとに、補助対象経費の4分の1又は2分の1が補助金として交付されることになりましたが、それぞれの補助対象事業の実際の発生額が報告されていませんでした。

補助金要綱において、補助金交付先に収支の報告を求める趣旨は、

補助金が補助対象事業に適正に使用されたかどうかを確認するためです。商工会は、実際に要した補助対象経費の報告を行う必要があります。

2 公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターへの職員の 出向について

現在、公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター（以下、「サービスセンター」という。）には、職員が存在しないため、商工会から3名が出向していましたが、当該職員は商工会の事務も兼任していました。また、市長から商工会には人件費の一部が補助金として交付されていました。

当該出向に関するサービスセンターと商工会との覚書を確認したところ、誰が出向し、出向する各職員が出向先でどのような職務に就くのか、給与の分担がどのようになるのか等の取り決めがありませんでした。

商工会は、出向における個々の事項に関する権利義務と合わせて、覚書等の書面上で明らかにしておく必要があります。